



暴追とちぎ

第64号

平成31年1月

ゆうぎくん



CONTENTS

新春のごあいさつ	1
警察本部長年頭のごあいさつ	2
暴力追放県民センターの活動状況	3
暴力団の情勢	8
広報啓発活動	8
暴力追放運動用全国統一ポスターに本県選出の作品が入選	10
暴力追放功労表彰受賞者の紹介	11
栃木県暴力団排除条例Q&Aシリーズ	12

暴力を
追い出す力
みんなの輪

公益財団法人 栃木県暴力追放県民センター

宇都宮市昭和3丁目2番8号 しもつけ会館内 TEL 028(627)2995



新春のごあいさつ

公益財団法人

栃木県暴力追放県民センター

理事長 村上 芳 弘

新年明けましておめでとうございます。

いよいよ新しい年号となる2019年がはじまりましたが、皆様には、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、昨年中は、栃木県暴力追放県民センターの事業や運営に深いご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。特に、財源確保に特別のご支援を頂いている賛助会員の方々には、重ねて御礼申し上げます。

さて、社会における暴力団排除が急速に進む中、暴力団勢力は毎年減少し、統計が残る昭和33年以降、最少人数を更新しているところであります。これもひとえに、暴力団排除活動に携わる多くの方々のご尽力によるものと感謝申し上げます。

しかし、一方で、暴力団は、その姿を「潜在化」「不透明化」「偽装化」させ、生き残りをかけて、新たな手口のみかじめ料や違法薬物の密売に加え、特殊詐欺や公的資金の不正受給といった騙しの分野による資金獲得活動を活発化させている危険な実態もまだまだあります。

そこで、今、重要なことは、県民一人ひとりが、「暴力団の存在を絶対に認めない」というより強い信念と勇気を忘れず、引き続き危機感を持って、高い暴排意識を維持することではないでしょうか。

当センターとしましては、今後とも、警察、弁護士会をはじめ、関係機関・団体と連携し、全力で各種活動に取り組み、暴力団の壊滅に向けて職員一同一層の努力をしてまいりますので、引き続き、皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、今年の干支「亥」は、無病息災の象徴で、目標に向かって猛進していく人を助ける「火の神の化身」とされておりませんが、今年一年、皆様の益々のご健勝、ご活躍をお祈りし、新年の挨拶とさせていただきます。



年頭のごあいさつ



栃木県警察本部長

坂口 拓也

新年明けましておめでとうございます。

皆様には、輝かしい新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

昨年中は、暴力団排除活動を始め、警察活動の各般にわたり深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、暴力団を巡る情勢につきましては、六代目山口組から神戸山口組が分裂して約3年半となりますが、依然として両団体の対立抗争状態が続いています。また、一昨年神戸山口組から離脱した任侠山口組が、組織内部の上下関係を見直して体制を強化しており、山口組の名称を冠した三団体の動向は、予断を許さない状況にあります。

このような中、今秋には、服役中の六代目山口組若頭の出所が予定されており、これを機に三団体の攻防が激しさを増すことが懸念されます。

昨年は、県内においても、これらの団体の傘下組織によるトラブルが把握されており、万が一にも、県民の皆様が対立抗争等に巻き込まれることのないよう警戒活動を強化し、取締りを徹底してまいります。

一方で、みかじめ料や用心棒代などを名目にした不当要求事案は後を絶たず、昨年は県内において前年の2件を大きく上回る10件の中止命令を発出し、被害者を救済するとともに暴力団への資金を遮断しました。

暴力団の壊滅は、暴力団を利用する者が存在し、社会がこれを許容する限り、成し遂げられるものではありません。

県警察は、新年を迎えるに当たって、重点目標を見直し、「誠実、仁愛、強靱」を基本姿勢に安全で安心なとちぎの実現に取り組んで行くこととしました。

正しく真心を持って職務に当たる「誠実」、県民や郷土を愛しむ「仁愛」そして、強さとしなやかさを備えた「強靱」です。

県警察といたしましては、この基本姿勢の下、暴力団による不法行為の徹底検挙と暴力団排除対策を強力に推進してまいります。

公益財団法人栃木県暴力追放県民センターや栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員会を始め、関係機関及び団体の皆様には、暴力団を許さない社会作りに向け、これまで以上に御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様の益々の御活躍と御健勝を心から祈念し、新春の御挨拶といたします。

●栃木県暴力追放県民センターの活動状況●

(7月～12月)

●栃木県不当要求防止ネットワーク担当者会議

7月4日 栃木県及び各市町の不当要求防止担当者、警察本部及び当センター相談員等によるネットワーク担当者会議を開催し、行政に対する不当要求防止に関する意見交換会を行いました。



●矢板市・塩谷町暴力追放協議会総会

7月25日 矢板市文化会館において、矢板市・塩谷町の市町民約160名が参加して平成30年度矢板市・塩谷町暴力追放協議会総会が開催され、当センター専務理事が来賓として出席、活動支援金を交付して後援しました。



●栃木県暴力追放県民センターの活動状況●

●少年指導委員研修

10月15日 栃木県警少年課と連携して研修会を開催し、少年指導委員46名に対して、少年を暴力団から守るための知識等に関する研修を行いました。



●暴力追放相談委員・暴力監視員・暴力団離脱者社会復帰対策協議会会員合同研修会

10月30日 平成30年度暴力追放相談委員・暴力監視員・暴力団離脱者社会復帰対策協議会会員による合同研修会を開催し、相互の活動状況や暴排活動に関する情報交換を行いました。



●栃木県暴力追放県民センターの活動状況●

●企業防衛セミナーの開催

11月6日 宇都宮市立南図書館サザンクロスホールにおいて、栃木県警察と当センターの主催による企業防衛セミナーを開催。大会には賛助会員等約400名が参加し、暴力団排除活動功労者への表彰や、栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員会所属弁護士が「暴排条例を活用した企業防衛～ロールプレイングによる実践対応」と題する講演を行いました。



●民事介入暴力一日相談所

11月9日 佐野市勤労者会館において、警察本部組織犯罪対策第一課員、栃木県弁護士会民事対策委員会弁護士、当センター暴力追放相談委員による民事介入暴力一日相談所を開設し、相談1件を受理しました。



●栃木県暴力追放県民センターの活動状況●

●「警察展」での広報啓発活動

11月10日 宇都宮市オリオン市民広場において、警察活動に対する県民の理解と協力を得る場として開催された「県民ふれあい警察展」に参加し、暴排グッズを配布して暴力追放啓発活動を行いました。



●下野警察署管内暴力追放・交通安全市町民大会

11月28日 下野グリムの館において、下野市、上三川町の市町民約300名が参加して第13回下野警察署管内暴力追放・交通安全市町民大会が開催されました。当センター事務局次長が来賓として出席、活動支援金を交付して後援しました。



●栃木県暴力追放県民センターの活動状況●

●栃木県民事介入暴力対策協議会研修会

11月29日 栃木県警、栃木県弁護士会、当センターの三者による第18回栃木県民事介入暴力対策協議会研修会を開催し、暴力団の現状や暴力相談受理状況等について研修を行いました。



●栃木県暴力団離脱者社会復帰対策協議会総会の開催

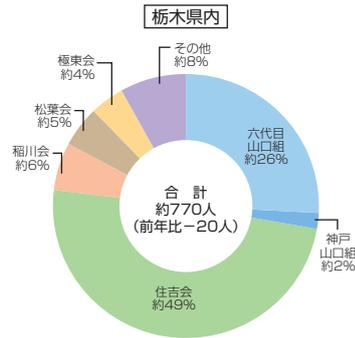
12月6日 栃木県暴力団離脱者社会復帰対策協議会総会を開催し、副議長の選出について協議し、全員一致で本提案を議決しました。その後事業報告、離脱・就労支援を巡る現状と昨年の実績について報告しました。



暴力団の情勢

① 県内における暴力団の現況 (平成30年末・暫定値)

- ・平成30年末における栃木県内の暴力団構成員等は約770人 (前年比-20人)
- ・本県内における勢力順は、住吉会、六代目山口組、稲川会、松葉会、極東会、神戸山口組の順。



(平成30年末・暫定値)

組織名	構成員等
六代目山口組	約200人
神戸山口組	約15人
住吉会	約380人
稲川会	約45人
松葉会	約40人
極東会	約30人
その他	約60人
合計	約770人

② 暴力団の検挙状況など (平成30年末・暫定値)

- ・平成30年中の栃木県内における暴力団構成員等の検挙人員は、**254人**。
- ・栃木県内の検挙適用罪種は、覚せい剤取締法違反、傷害、窃盗、詐欺が主。
- ・平成30年中の栃木県内における中止命令発出件数は、**10件**。

広報啓発活動

暴力団追放広報啓発活動を、次のとおり行いました。

- JR宇都宮駅ペディストリアンデッキへの横断幕掲示
- JR宇都宮駅構内ホームベンチにおける暴力団追放広告掲示
- 東野バス (ラッピングバス) による暴力団追放広報
- 大相撲地方巡業足利場所における暴力団排除広報
- 3月県内の高校を卒業する全生徒への「少年を暴力団から守る」リーフレット配布による広報啓発活動
- 「本町交差点地下横断歩道」への暴力追放ポスター掲示
- 暴力追放ポスター、カレンダーの作成配布
- 広報誌・不当要求撃退マニュアル等の配布



広報啓発活動



暴力団は許さねえ

三ない運動

- 暴力団を「利用しない」
- 暴力団を「恐れぬ」
- 暴力団に「金を出さない」
- 暴力団と「交際しない」

公益財団法人栃木県暴力追放県民センター・栃木県警察本部
相談電話 028-627-2600

反社会的勢力対応要領

2019 ●栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都

暴力団追放三ない運動

- 暴力団を**利用しない**
- 暴力団を**恐れぬ**
- 暴力団に**金を出さない**
- 暴力団と**交際しない**

1月 January, 2月 February, 3月 March, 4月 April, 5月 May, 6月 June, 7月 July, 8月 August, 9月 September, 10月 October, 11月 November, 12月 December

公益財団法人栃木県暴力追放県民センター・栃木県警察
暴力相談電話 ☎ 028 (627) 2600
暴力を 追い出す力 みんなの輪

平成30年

暴力追放運動用全国统一ポスター に本県選出の作品が入選

全国暴力追放運動推進センターと全国防犯協会連合会が、警察庁、都道府県暴追センター及び都道府県防犯協会との共催で公募した中から入選作品が決定しました。募集テーマは、「暴力団排除の徹底」で、全国からポスター 368点、標語5,777点の応募があり、栃木県から山口紗慧さんの作品が入選しました。



暴力追放功労者表彰受賞者紹介

警察庁長官・全国暴力追放運動推進センター会長連名表彰

平成30年 全国暴力追放運動中央大会（平成30年11月27日 明治記念館）

○ 暴力追放功労団体表彰

真岡地区暴力団追放対策協議会 様



関東管区警察局長・関東管内暴力追放運動推進センター連絡協議会会長連名表彰

企業防衛セミナー（11月6日「伝達」 宇都宮市立南図書館サザンクロスホール）

○ 暴力追放功労者（2名）

- ・ 亀岡 弘敬 様
- ・ 實川 光 様

○ 暴力追放功労団体（2団体）

- ・ 暴力追放大田原市民会議 様
- ・ 日光市ホテル旅館暴力追放連絡協議会 様



栃木県警察本部長・栃木県暴力追放県民センター会長連名表彰

企業防衛セミナー（11月6日 宇都宮市立南図書館サザンクロスホール）

○ 暴力追放功労者（6名）

- ・ 菊地 景寿 様
- ・ 永野 秀晴 様
- ・ 横山 幸子 様
- ・ 小坂 誉 様
- ・ 鈴木 信次 様
- ・ 河村 和一 様



○ 暴力追放功労団体（2団体）

- ・ 小山・野木地区暴力追放連合会 様
- ・ 宇都宮地域公共料金暴力対策協議会 様

栃木県暴力団排除条例 Q&Aシリーズ ⑤



栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員会

副委員長 安部 桂 弥

【事例1】

私は、栃木県内にあるゴルフ場の支配人をしております。先日、暴力団員から、クレームの嫌がらせから当ゴルフ場を守ってやるから、安くプレーさせるとの申し出がありました。



どのように対応すべきでしょうか。

条例14条は、暴力団の威力を利用し又は利用したことに関して金品その他の財産上の利益を供与することを禁止する(14条1項)だけではなく、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団に対し、相当の対償のない金品等を供与してはならないと定めています(14条2項)。クレーム対策とはいえ、暴力団員を利用することは、暴力団の威力を利用することにあたりますし、安くプレーさせることは相当の対償のない金品等を供与することにあたります。

したがって、このような申し出があった場合には、条例に違反する行為だと伝え、毅然と断ることが大切です。



暴力団員が、暴力団員自身ではなく家族や知人のプレー代を安くしろと言った場合はどうでしょう。

条例では、暴力団員に財産上の利益を与えなくとも、暴力団員の指定する者に対して財産上の利益を与えたり、相当の対償のない金品等を供与することも禁止しています(14条1項、2項)。

したがって、暴力団員自身に財産上の利益を与えないからといって、許される行為ではありません。



【事例2】

当ゴルフ場で暴力団のゴルフコンペをしたいという申込みがありました。



ゴルフコンペの申込みを断ることはできるでしょうか。

ゴルフ場側には、だれを利用者として受け入れるか決定する自由(契約の自由)があります。ゴルフ場の利用者としてふさわしくないと考えるのであれば、毅然として断ることが大切です。



従業員が、暴力団のゴルフコンペとは知らずに予約を受けてしまいました。暴力団のゴルフコンペであると知らずに予約を受けた後でも、断ることはできるでしょうか。

条例14条3項は、「暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することを知りながら」経済上の利益を供与することを禁止していますから、暴力団のゴルフコンペであると知らずに予約を受けた場合には直ちに条例に違反するわけではありません。

しかし、知らなかったとはいえ、暴力団のゴルフコンペを開催すれば、わずかなことでトラブルが発生し、一般のお客様や従業員に迷惑がかかるとも限りません。また、暴力団のゴルフコンペを開催したゴルフ場であるとの評判により、善良なお客様がそのゴルフ場の利用をためらう原因となり、将来的にもゴルフ場のためにもなりません。

したがって、暴力団のゴルフコンペであると判明した時点で、直ちに断ることが必要です。

その際、条例14条3項において「暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することを知りながら」経済上の利益を供与することを禁止していることを理由に断ると良いでしょう。





暴力団や暴力団員とのトラブルを避ける方法がありますか。

条例18条は、ゴルフ場の経営者を含む特定事業者の責務として、約款、規約等の内容に、次の2点を含むものとするよう務めなければならないと定めています。

- ①当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資するものでないこと。
- ②暴力団の活動を援助助長し、又はその運営に資する事実が判明したときは、催告することなく利用にかかる契約を解除することができること。

したがって、ゴルフ場の経営者は、ゴルフ場の約款・規約等において、このような規定を定めておくとい良いでしょう。

また、利用者の申込みの際、反社会的勢力に属さないことに関する表明書への署名を求めておけば、暴力団員に対する牽制にもなりますし、事後的に暴力団員であると判明した場合には契約の解除が容易となります。

さらに、ゴルフ場のフロントに、暴力団排除に関するポスターやステッカーを貼っておくと良いでしょう。

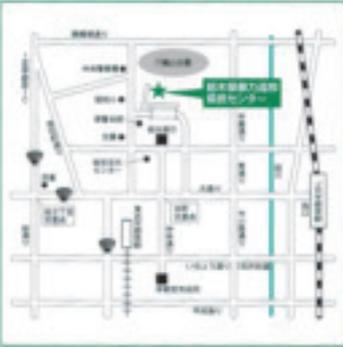


無料
秘密厳守 **弁護士相談の日**

毎月第3水曜日 午後1:30～午後3:30

暴力団からの民事介入でお困りの方は
お気軽にご相談下さい。

公益財団法人
栃木県暴力追放県民センター
宇都宮市昭和3丁目2番8号
しもつけ会館1階（旧アーバンしもつけ）



相談電話 028-627-2600

暴力団に関する悩み、困りごとは

公益財団法人 栃木県暴力追放県民センター へご相談ください

相談電話 028-627-2600

事務局 宇都宮市昭和3丁目2番8号 しもつけ会館内

TEL 028-627-2995 FAX 028-627-2996 URL <http://www.boutsui-tochigi.or.jp/>

- 相談は無料。秘密は厳守します。
- 暴力追放相談委員が、皆さんからの相談に応じます。
- 暴追センターで委嘱している弁護士、保護司、少年指導委員にも相談ができます。
- 相談は、面接のほか電話や手紙、メール等でも結構です。
- 相談は、毎週月曜日～金曜日（休日祝祭日を除く）
- 弁護士相談の日は、毎月第3水曜日の午後1時30分から午後3時30分までの間、当センター相談室で行っています。



賛助会員を募集しています

～多くの方の入会をお待ちしています～

(公財)栃木県暴力追放県民センターでは、暴力団排除活動に賛同してご支援、ご協力いただける個人、団体、法人の入会をお待ちしております。

●会員には

- 暴力団等反社会的勢力に関する情報を提供します。
- 賛助会員章(プレート)、暴追センター機関紙、暴排ポスター、不当要求対応マニュアル等の資料を提供します。
- 暴追大会、セミナー等のご案内をいたします。
- 税制上の優遇を受けることができます。

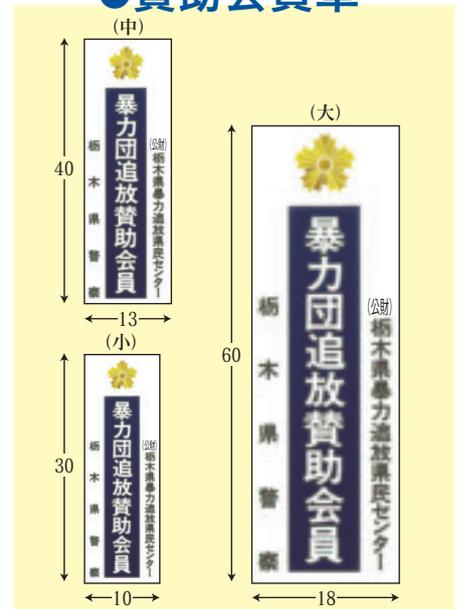
センターは公益法人ですので、賛助会費は税法上の寄附金として優遇措置(控除の対象)を受けることができます。
個人会員の場合は税額控除*の対象となります。
*税額を算出した後、一定の計算式により税額を控除する制度。

●賛助会費 年額 (口数の制限はありません)

法人・団体 1口 10,000円
個人 1口 5,000円

●入会のお申込は、事務局へご連絡ください。

●賛助会員章



暴追とちぎ平成31年1月号(通巻64号)表紙写真



「雲晴れて白く輝く」

写真の奥に鎮座する男体山は栃木県を代表する山です。山自体は信仰の対象であり、山頂には日光二荒山神社の奥宮があります。また日本百名山の一つでもあります。冬には「男体おろし」と呼ばれる空っ風が名物になっていて、晴れた日には日光連山と共に雪を抱き白く輝く頂が目を楽しませてくれます。撮影地は旧今市市の大谷川公園から撮ったものです。

撮影者 会社員 秋本悦男氏